平成２９年（フ）第１６号
群馬県高崎市北双葉町６番５号　県住Ｂ棟57号
債務者　神田惠美子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１７５８号
さいたま市緑区東浦和３丁目２番地１　エスポワール205
債務者　塚原　淳二
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺959番地１
宗教法人善弘寺分院宗永寺豊春寮Ｂ一222、旧住所東京都北区滝野川７丁目20番15号
債務者　守谷　良一
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
埼玉県川口市大字安行領根岸1274番地の15
債務者　吉羽　江理
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９２号
さいたま市岩槻区諏訪４丁目１番地３　柳沢荘202号
債務者　森　　秀樹
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５号
埼玉県春日部市小渕240番地８
債務者　金澤　上子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
埼玉県吉川市高久２丁目６番地11　ハイツフジネ２－２号、旧住所埼玉県吉川市大字平沼212番地12　ハイフラッツ201号
債務者　檜高　正明
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
埼玉県所沢市中新井１丁目857番地の１　コーポサンフラワー204
債務者　石見　智子
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３２号
埼玉県入間郡三芳町大字上富1161番地３、住民票上の住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保917番地11
債務者　菊地　　憂
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０６号
岐阜県中津川市高山1917番地250
債務者　赤座　美香
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第４３９号
静岡県駿東郡清水町柿田270番地の22
債務者　高柳いず美
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１００号
静岡県富士市富士岡237番地の２　グランドソレイユ201号
債務者　髙野　　亮
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２６２号
静岡県富士市平垣町６番19号メゾンハート平垣403号
債務者　筒井彩矢花
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１９号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割52番地
債務者　大光めぐみ
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５９号
新潟県村上市大欠11番２号　K’ハウスC、前住所新潟県村上市大欠11番２号　K’ハウスA
債務者　佐藤　仁美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６号
新潟県阿賀野市保田916番地９　結ハイツ203号
債務者　平野　仁美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４２号
愛知県一宮市光明寺字神宮45番地４
債務者　和田　宏治
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部